

# 東京都北区議会

## 令和2年第3回定例会で可決した意見書

- 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を  
求める意見書
- 選択的夫婦別氏制度について国会審議の推進を  
求める意見書
- 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を  
求める意見書

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、これまでの長期的な景気の低迷に続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界規模の景気後退により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、地域社会の活性化のみならず日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項を令和3年度以降も継続するよう求める。

### 記

- 1、小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年10月9日

東京都北区議会議長 渡辺 かつひろ

東京都知事 小池 百合子 殿

## 選択的夫婦別氏制度について国会審議の推進を求める意見書

最高裁判所は平成 27 年 12 月 16 日、夫婦同氏制自体は合憲と判断したが、夫婦同氏制の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と国会に委ねている。しかし、4 年が経過した現在も、国会審議は十分に進んでおらず、いわゆる選択的夫婦別姓を求める訴訟が相次いで提起されている。

さらに夫婦の姓をめぐる環境は大きく変化している。平均初婚年齢は年々上がり、男女共に生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続は確実に増えている。戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくない。また少子化により、一人っ子同士のカップルが増えたことで、「改姓しなくていいなら結婚したい」という声も聞かれている。さらに人生 100 年時代、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にある。

いわゆる選択的夫婦別姓制度の導入は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、改姓を望まないカップルは夫婦別姓を選べるようにするものである。

これは男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会につながり、少子化対策の一助ともなる。また「旧姓併記」による社会の混乱、例えば災害時の本人確認など、2つの「姓」を使い分けることによる混乱や、事実婚の増加による婚姻制度の形骸化も防ぐことができる。さらに生まれ持った氏名でキャリア継続できることから、「女性活躍」の推進にも寄与する。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別氏制度に関する民法、その他の法令について、国会審議の推進を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 2 年 10 月 9 日

東京都北区議会議長 渡 辺 かつひろ

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
法務大臣	上 川 陽 子 殿

## 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け各国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1、令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
- 2、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年10月9日

東京都北区議会議長 渡辺 かつひろ

衆議院議長	大島 理 森 殿
参議院議長	山東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿
国土強靱化担当大臣	小此木 八 郎 殿
内閣府特命担当大臣(防災)	小此木 八 郎 殿